

下水道の役割

下水道は道路、水道、電気、電話といった生活基盤整備に必要不可欠なものであり、これらの生活基盤整備が整えられてはじめて、安全で快適な生活が送れるようになります。

また、地球環境保護の観点から、湖沼法等で公共用水域の水質保全が重要視されるようになり、下水道の役割が一層大切なものとなっています。

大雨が降っても浸水しなくなります



浸水の防除(雨水の排除)

道路や庭に降った雨水は、すばやく排水路に流れこみます。そのため、大雨が降るたびに浸水に悩まされていた地域でも、もう安心です。浸水の心配から開放されます。

川や海の水がきれいになります



公共用水域の水質保全

家庭から出るよごれた水は、下水管で下水道センターに集められ、きれいにしてから川や海に流されます。そのため、魚や他の生物が棲むことができる清流がよみがえります。

下水道の役割

生活環境の改善(汚水の排除)

きたないドブやミソがなくなります。そのため、蚊やハエの発生を防いで、疫病の心配もなくなります。そして、街並みも美しく、快適で安心したくらしができます。



清潔で住みよい環境のまちになります

トイレの水洗化

清潔で快適な水洗トイレを使用することができるようになります。そのため、子供はもちろんお年寄でも安心してトイレを使うことができ、悪臭にも悩まされることがなくなります。



さわやかな水洗トイレが使えます

下水道のしくみ

下水とは

下水とは、**汚水**（生活排水や事業所排水）と**雨水**とあわせた総称をいいます。

下水道とは

下水道法で定める下水道とは、下水を排除するために設けられる排水管、排水渠、その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、それを補完するためのポンプ場等の総体をいいます。

下水道の排除方式

下水の排除方式としては、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する**分流式**と、汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する**合流式**があります。境港市は**分流式**を採用しています。

排水設備について

公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することができる区域を「**処理区域**」といいます。公共下水道を使えるようになると、「**掲示**」や「**通知**」でお知らせします。そうしますと、公共下水道へ汚水を流すための「**排水設備**」をつくっていただくことになります。

排水設備とは

「排水設備」は個人の敷地内などにつくっていただく汚水マスや排水管などで、**個人の負担**でつくり、**管理していただくこと**になっている**個人の財産**です。

また、「**公共汚水マス**」は、「公共下水道」と「排水設備」をつなぐマスで市が個人の敷地内に1つ設置して管理するものです。



トイレの水洗化は3年以内に

公共下水道が整備され、お住まいの地域が「**処理区域**」になると、**3年以内**にくみ取りトイレは水洗トイレに改造することが義務づけられています（下水道法第11条の3）。

また、**台所**などの排水設備は**6ヶ月以内**に設置していただくことになります（下水道条例第4条）。「**処理区域内**」では、水洗トイレにしないと家屋を新築することはできません。

水洗便所等改造資金融資について

排水設備の設置、水洗便所の改造などには多額の費用がかかることから、各自治体が独自の助成制度（融資）等を設けています。境港市では、水洗便所等改造資金融資制度を設けており、融資の内容は以下のとおりです。

融資の内容

融資額は、10万円～100万円の範囲内で工事代金に応じた1万円単位です。

利率は、供用開始の公示の日から3年以内に工事に着手した場合は無利子で、3年を超えると年3.5%です。

融資を受けた月の翌月から60ヶ月以内で元金均等償還します。

融資するところは、市の取扱い金融機関です。

下水道事業の経営

公営企業の意義

地方自治体は、地域住民の多種多様な要請に応じて、教育、社会福祉、土木、消防などの様々な一般的な行政活動を行うとともに、上水道事業、下水道事業、宅地造成事業、交通事業、電気事業、ガス事業、その他の企業（公営企業）を経営しています。

これらの一般行政活動と公営企業の基本的な違いは、一般行政活動がその行政事務のための主な財源を市税等でまかなっているのに対して、公営企業の場合は、その経営のために必要となる収入を利用者からの料金でまかなっているところです。

下水道事業の特徴

処理場建設等の初期投資が大きく、その投下した投資の回収に長期間を要するために、採算性が低く民間事業になじまない。

下水道の普及が進むにつれて、流入量が増加し、維持管理費がかさんでいく。

処理場への流入が常にあるため、24時間での管理体制が必要である。

日常生活の環境整備など、地方自治体が行う一般行政事務との密接な関連に基づいて実施することが適当である。

独立採算制

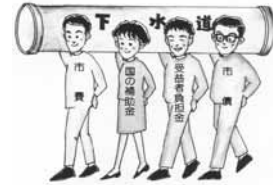
下水道事業は、地方財政法上の公営企業会計と位置付けられており、地方公営企業法を適用するか否かにかかわらず、その経営は、一般行政運営（一般会計）との間の適正な経費負担区分を前提として、公営企業として必ず別会計（特別会計）の設置が必要となり、独立採算制の下に行わなければならないものとされています。

下水道事業費の主な財源は地方債

下水道の施設建設費（管渠整備、処理場建設費等）には多額な費用を必要とします。これらは、国庫補助金や市税等ですべてまかないきれないため、地方債という市の借金でまかなわれます。地方債には、利子を伴うため、その後の事業経営に大きな負担となってきます。

下水道施設をつくる受益者負担金

住みよい環境づくりを進める下水道施設を整備するには、多額の費用が必要です。この費用は、国からの補助金や地方債という借入金、地方税などの一般市費、受益者負担金などによってまかなわれています。



受益者負担金とは

下水道の施設は、道路や公園のように一般の公共施設とちがって、整備することによって利用できる地域の人々が限られてきます。このため、その限られた地域の人々の下水道整備に市税などの税金のみを使うと、公平な負担の原則に反することになります。

そこで、下水道の建設費の一部を下水道の整備によって利益を受ける人たちに負担していただき、より一層の整備促進を図ろうというのが都市計画法に基づく受益者負担金の制度です。

納める人は

受益者負担金を納める人を「受益者」といいますが、原則として下水道が整備される区域内にある土地の所有者になります。

受益者は申告制

受益者負担金は、下水道の整備ができたところから賦課していきます。

受益者や受益面積などは、本人の申告に基づいて決定します。

納める金額は

受益者負担金は、負担区や土地の広さによって異なります。

$$\text{受益者負担金総額} = \text{単位負担金額} \times \text{土地の面積}(\text{m}^2)$$

例えば、第4負担区に 330 m² (約 100 坪) をお持ちの場合は、単位負担金額が 1 m² 当たり 420 円ですので、420 円 × 330 m² = 138,600 円 となり、負担金総額は 138,600 円になります。この負担金は受益を受ける土地に対して一度限り賦課されるものです。

納付の方法は

受益者負担金は、5年間・年4期の20回に分けて納めていただきます。

また、毎年第1期の納期内に1年分または残りの全納期分をまとめて納付していただきますと、前納年度に応じて報奨金を交付します。例えば、負担金 138,600 円を一括前納(初年度の第1期納期内に納付) されますと 26,200 円の報奨金を交付 します。報奨金の率は1年分で約4%、2年分で約8%、3年分で約12%、4年分で約16%、5年分で約20%です。

期別	納期
第1期	7月16日～7月末日
第2期	9月16日～9月末日
第3期	11月16日～11月末日
第4期	2月16日～2月末日

下水道使用料算定の基本的な考え方

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができますと下水道法第20条第1項に規定されています。

使用料算定の原則（下水道法第20条第2項）

- ・下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- ・能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- ・定率又は定額をもって明確に定められていること。
- ・特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

使用料算定における留意点

下水道事業を実施する地方自治体においては、下水道を経営するという観点から、中長期的な収支バランスを考えた事業計画に沿って事業を進めることが必要です。主要財源である地方債の借入に係る元利償還金（資本費）は毎年大きな伸びを示しており、流入量の増加に伴う維持管理費の増加と相まって全体としても今後も増え続け、一般市費（一般会計）からの繰入額はますます増大していきます。

厳しい本市の財政状況の中、今以上に一般会計からの繰り入れに依存度が高まることは、その他の一般行政事務経費の圧迫につながり、地方自治体の行財政に多大な影響を与えることとなります。

そこで、建設事業における効率的な投資と維持管理の節減に努め、能率的な下水道経営を行うとともに、年次的・計画的に使用料の見直しを行い、健全財政を維持していく必要があります。



公共下水道事業の整備計画

第6期整備計画の整備方針

第6期整備計画（平成17年度～平成22年度）期間中は、上道町・境東地区の人口集中地区を重点的に整備し、処理人口普及率を向上させます。あわせて中海湖沼流域を整備することにより、中海の水質改善を推進します。

処理人口普及率は、現在の40.7%（平成17年度末）から約53%（平成22年度末）に増加する見込みです。

コスト管理計画及びコスト縮減方策

効率的な下水道整備のために、以下のコスト縮減方策を行っています。

- ・下水道管の最小管径・最小土被り、マンホール間隔の見直し、及び小型マンホール等の採用を行い、コスト縮減に取り組んでいます。
- ・工事発注単位を見直し（工事規模拡大）、工事諸経費の縮減及び工事期間の短縮に取り組んでいます。
- ・汚泥をセメント原料として再生産することにより、汚泥処分費を約30%削減します。

時間管理計画及びスピードアップ方策

本市の財政状況から、下水道整備に投資できる費用は縮小していきませんが、コスト縮減方策により費用対効果を最大限に高め、整備期間の短縮を図ります。

下水道使用料について

公共下水道を使い始めると、流した汚水の量によって「下水道使用料」を納めていただきます。皆様から納めていただいた使用料は処理場の運転、下水道管の清掃や補修などの維持管理費用にあてられます。

使用水量の決め方

下水道の使用水量は、**原則的には水道の使用水量としますが**、井戸水を使用する場合などもありますので次のようになります。

- 水道のみを使用している場合 水道の使用水量とします。
 - 井戸水等のみを使用している場合 世帯構成などを考慮して認定します。
 - 水道と井戸水等を併用している場合 使用形態などを考慮して認定します。
- 必要がある場合には、市が設置したメーターにより計測した水量とします。

使用料の計算

料金表（H15.1.1改定）

（2ヶ月当り）

使用料区分	排 除 汚 水 量	使 用 料	
基本使用料	20 m ³ まで	1,720円	
超過使用料	20 m ³ を超え 40 m ³ までの分	1 m ³ につき 286円	127円
	40 m ³ を超え 100 m ³ までの分		165円
	100 m ³ を超え 200 m ³ までの分		217円
	200 m ³ を超え 2000 m ³ までの分		260円
	2000 m ³ を超える分		286円

消費税は含まれていません。

計算例（2ヶ月で使用水量が50 m³の場合）

基本使用料	20 m ³ まで	1,720円
超過使用料	20 m ³ を超え 40 m ³ までの分	127円 × 20 m ³ = 2,540円
	40 m ³ を超え 100 m ³ までの分	165円 × 10 m ³ = 1,650円
	+ +	= 5,910円
	消 費 税	295円
	使 用 料 合 計	6,205円

納付の方法

2ヶ月（隔月）ごとに納めていただきます。

境港市公共下水道条例（抜粋）

平成元年 10 月 5 日条例第 36 号

改正	平成 3 年 9 月 18 日条例第 20 号	平成 5 年 12 月 27 日条例第 25 号
	平成 6 年 3 月 31 日条例第 18 号	平成 9 年 3 月 28 日条例第 11 号
	平成 10 年 3 月 30 日条例第 14 号	平成 12 年 3 月 30 日条例第 20 号
	平成 13 年 3 月 29 日条例第 10 号	平成 14 年 12 月 27 日条例第 32 号
	平成 17 年 3 月 30 日条例第 15 号	

（使用料）

第 18 条 使用料は、使用者が、公共下水道に排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、別表に定めるところにより算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。ただし、1 円未満については切り捨てるものとする。

一部改正〔平成 3 年条例 20 号・9 年 11 号〕

別表（第 18 条関係）

使用料区分	排除汚水量		使用料 (1 か月につき)
基本使用料	10 立方メートルまで		860 円
超過使用料	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	1 立方メートル につき	127 円
	20 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分		165 円
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分		217 円
	100 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分		260 円
	1,000 立方メートルを超える分		286 円

一部改正〔平成 6 年条例 18 号・9 年 11 号・14 年 32 号〕

境港市下水道料金等審議会条例

平成元年 7 月 1 日条例第 20 号

改正 平成 2 年 6 月 30 日条例第 15 号 平成 9 年 12 月 19 日条例第 26 号
平成 12 年 3 月 30 日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、公共下水道使用料金及び公共下水道受益者負担金の額
(以下「料金等」という。) について審議するため、境港市下水道料金等審議会 (以
下「審議会」という。) を置く。

(所掌事項)

第 2 条 市長は、料金等に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、
当該料金等について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、境港市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都
度市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成 12 年条例 1 号〕

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する
委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、下水道課において処理する。

一部改正〔平成 2 年条例 15 号・9 年 26 号〕

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別
に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 年 6 月 30 日条例第 15 号)

この条例は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 12 月 19 日条例第 26 号)

この条例は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 30 日条例第 1 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

境港市公共下水道整備状況一覧(平成17年度末現在)

都市計画決定 昭和58年9月19日
 当初の事業認可 昭和58年9月28日
 現在の事業認可 { 平成17年3月31日
 平成16年度～平成22年度

	面積	人口
行政区域	2,879ha	37,140人
事業計画区域	1,743ha	36,500人
事業認可区域	819ha	22,000人
整備済区域	604.3ha	15,101人
処理可能区域	604.3ha	15,101人
普及率		40.7%
水洗化率		86.6%

平成17年度境港市下水道事業費特別会計決算額

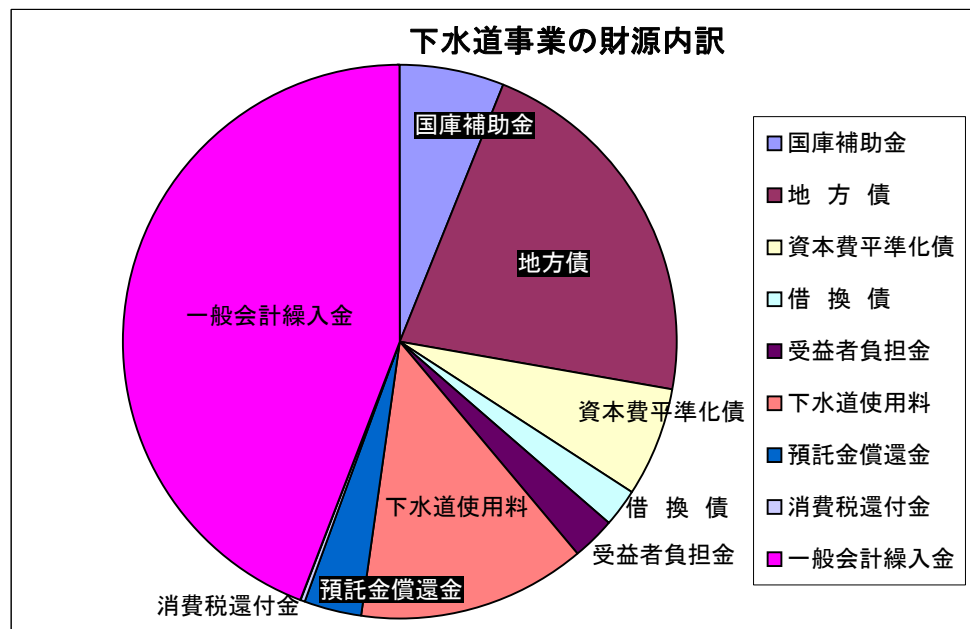
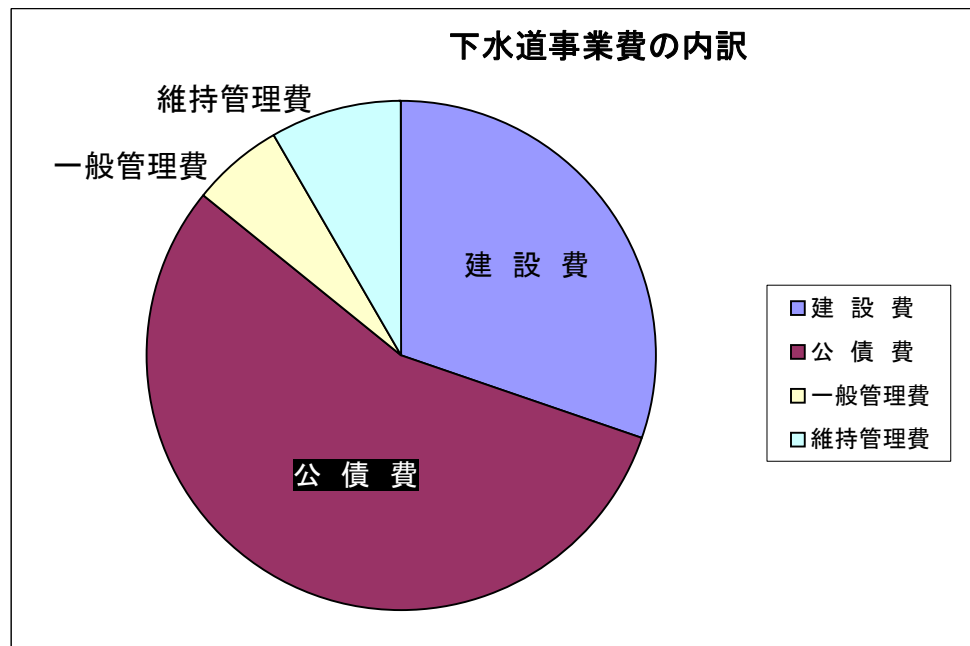
	決算額	構成比	備考	
建設費	561,027,150円	30.2%		
公債費	1,037,477,296円	55.8%		
一般管理費	105,330,897円	5.6%		
維持管理費	156,086,205円	8.4%		
合計	1,859,921,548円			
財源内訳	国庫補助金	111,300,000円	6.0%	
	地方債	403,100,000円	21.7%	
	資本費平準化債	120,000,000円	6.4%	借入金30.2%
	借換債	40,000,000円	2.1%	
	受益者負担金	47,444,510円	2.6%	
	下水道使用料	250,631,128円	13.5%	
	預託金償還金	62,385,082円	3.4%	水洗便所等改造資金
	消費税還付金	4,422,186円	0.2%	
	その他	118,700円	0.0%	手数料
	一般会計繰入金	820,519,942円	44.1%	市税等

【資本費平準化債】

下水道事業は、その性格上、先行投資が多額となる事業であり、処理施設の規模に比べて、普及の割合が低いと汚水処理原価は高くなる傾向にあります。この高い処理原価をすべて利用者から徴収しようとすると、利用者が負担できないほど高い使用料を算定せざるを得なくなります。また、本来後年度の利用者から徴収すべき先行投資部分も、現在の利用者から徴収することとなり、世代間で格差が生じます。このため、資本費平準化債により、資本費の一部を後年度に繰り延べることでされています。

【借換債】

過去に借入をした利率の高い地方債の借換えを行い、繰上償還することにより、利子の軽減を図ることができます。平成17年度の借換額は4,000万円で、約1,500万円余(15年間)の利子が軽減されました。



境港市供用開始済区域

平成18年5月1日現在

島根県
八束郡
美保町



— 認可区域